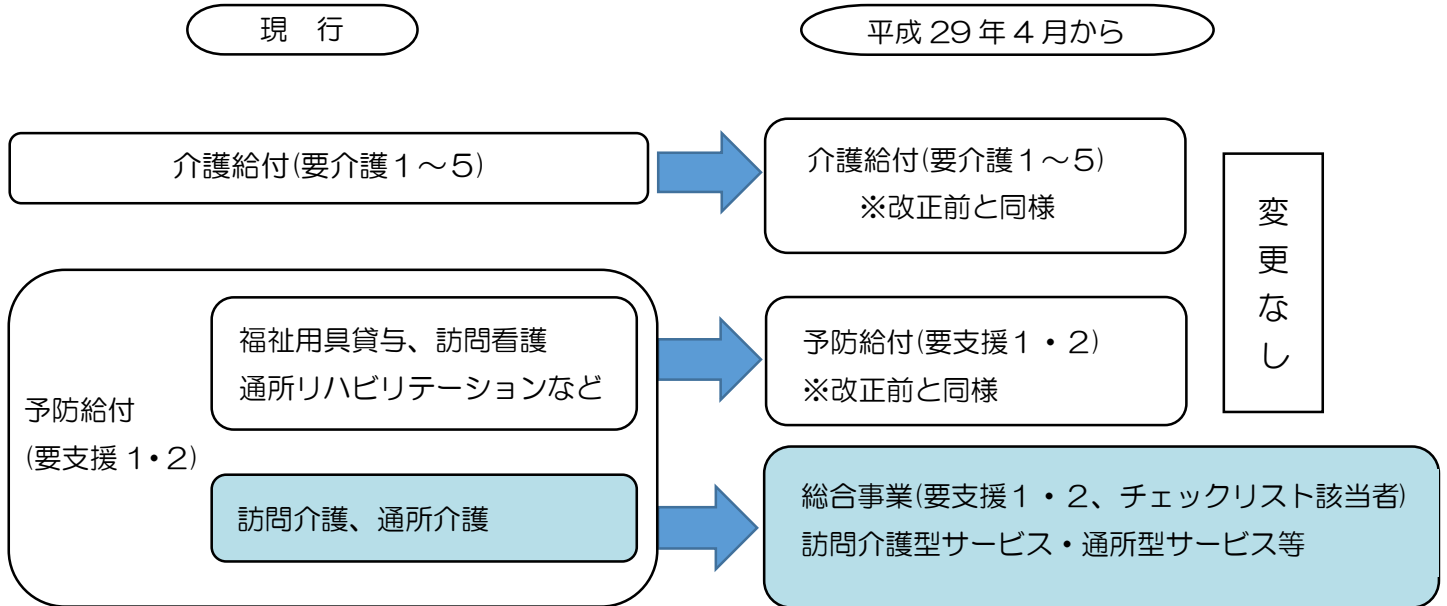


介護予防・日常生活支援総合事業が始まります！

◎介護予防訪問介護と介護予防通所介護が新しい総合事業に移行します。

要支援認定者サービスのうち、介護予防訪問介護(ホームヘルプサービス)と介護予防通所介護(デイサービス)が新しい総合事業に移行し、市独自のサービスも実施されます。



◎申請及び手続き方法について

- 窓口：いきいき高齢課
- 申請方法：従来通りとなります。
- 対象者： 65歳以上の方(第1号被保険者)で要支援1・2と*事業対象者
40～64歳の方(第2号被保険者)は、要介護認定の申請を行う。
*事業対象者とは基本チェックリスト(25項目の質問票)に回答してもらいその結果で事業対象の基準に該当するか判断します。よって認定調査は行いません。

◎介護予防・生活支援サービス事業内容

ご利用には、ケアプランの作成が必要です

○訪問型サービス

- ・従来の介護予防訪問介護サービス
- ・国の基準を緩和した訪問型サービス(生活支援のみのサービス)

○通所型サービス

- ・従来の介護予防通所介護サービス
- ・国の基準を緩和した通所型サービス(入浴を行わないサービス)



- 利用負担額 介護給付の利用者負担割合(原則1割、一定以上所得者は2割)と同率となります。

問合せ先：真岡市いきいき高齢課 介護認定係 83-8197
地域支援係(真岡市地域包括支援センター) 83-8132